

# 移住定住女子力小山の魅力発信事業 運営支援業務委託 仕様書

## 1 事業名

移住定住女子力小山の魅力発信事業 運営支援業務委託

## 2 事業目的

小山市では、今後人口減少が予測され、まちの活力の低下、社会保障費等の負担増などが懸念されることから、市では、小山の魅力発信を総合的、積極的に展開するため、「市民ひとりひとりが主役のまち」の実現を目指すため、令和2年度には、小山の魅力発信の原動力は「市民」であること、そして、女性のチカラ、女性ならではの発想や視点を活用したプロモーションが重要かつ効果的であると考え、「おやまに新しいひとの流れをつくる」の実現、加えて「全国の若者、女性から選ばれるまち」の実現に向けて、自分自身で事業を起こしたり、情報発信を展開している女性を中心に「移住定住女子力小山の魅力発信チーム」（以下、「小山の魅力発信チーム」という。）を発足させました。

本事業は、「小山の魅力発信チーム」が、市内事業者等と連携を図り、小山の魅力を国内外に発信する各種事業を円滑に実施するため、チーム内の意見交換・課題整理など会議の運営支援などを行うものです。

## 3 委託期間

契約日から令和4(2022)年3月31日(木)まで

## 4 委託業務

### (1) 「小山の魅力発信チーム」会議運営支援

- ・「小山の魅力発信チーム」メンバー間及びメンバーと市担当者との連絡調整を行い、必要に応じて会議、打ち合わせを開催すること。会議、打ち合わせについては、オンラインでの開催も可とする。
- ・会議の開催にあたり、小山市担当者と全体スケジュールなどについて1回程度打ち合わせするものとする。
- ・チームメンバーに求められた際は、適宜打ち合わせを行い、活動に対する助言や支援を行うこと。
- ・会議及び打ち合わせ場所を手配すること。ただし、小山市役所会議室および周辺の公共施設を利用する場合は、小山市担当者が会場を手配するものとする。
- ・会議及び打ち合わせ開催時以外も、チームメンバー間での打ち合わせができる場所を提供すること。
- ・会議開催の際は、参加するチーム員1人につき飲み物1本程度を提供すること。
- ・会議の議事録（会議中の写真を含む）を作成すること。打ち合わせについては、業務完了時に実績報告として回数や参加者等の実績報告書を提出すること。

### (2) 市内事業者との連携に係るマッチング及び支援

- ・「小山の魅力発信チーム」と、女性によるプロモーション活動の担い手を求めている市内企業とのマッチングを行い、チームの活動の幅を広げていくとともに、令和5年度以降の自立に向けた支援を行う。
- ・「小山の魅力発信チーム」が、市内事業者・団体と具体的な事業を実施するに向けた支援を行うこと。
- ・市内事業者・団体の選定については、小山市担当者に事前に連絡したうえで決定すること。
- ・会議及び打ち合わせを行う場所が必要な際は、会議場所を手配すること。ただし、小山市役所会議室および周辺の公共施設を利用する場合は、小山市担当者が会場を手配するものとする。
- ・会議開催の際は、参加者1人につき飲み物1本程度を提供すること。
- ・打ち合わせの議事録（会議中の写真を含む）を作成すること。

### （3）webサイト構築・保守管理

- ・小山市内で活躍するメンバー個人やチームの活動についてPRする「おやまの魅力発信チーム」webサイト（仮称）を構築すること。
- ・webサイトの構成等については、本市の魅力を広く発信できるよう工夫し、チームメンバー、本市と協議の上で制作内容を決定すること。
- ・webサイトを構築・運営するにあたっては、webサーバの準備、独自ドメイン取得、設定や保守管理を行うものとする。
- ・webサイトのコンテンツ更新はチームメンバーも行えるものとし、webサイト更新の権限をメンバー全員、市担当者に与えること。

### （4）名刺の作成

- ・チームメンバーの「おやまの魅力発信チーム」としての名刺を作成すること。
- ・デザイン、内容、規格、枚数等については、チームメンバー、市事務局と協議の上決定すること。

## 5 成果品

下記のことを業務完了日までに小山市総合政策部シティプロモーション課に納めること。

### （1）会議運営支援業務実施報告書

（会議議事録、打ち合わせ実績報告を含む） …電子データ一式、紙媒体3部

### （2）市内業者との連携に係るマッチング及び支援に関する実施報告書

（会議議事録、打ち合わせ実績報告を含む） …電子データ一式、紙媒体3部

### （3）「小山の魅力発信チーム」webサイト（仮称）データ …電子データ一式

### <成果品の帰属について>

- （1）受託者は、成果品の著作権を著作権法27条及び28条の規定による権利も含めて小

山市に無償譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

## 6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 小山市が発注する業務委託（以下「発注業務」という。）において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

## 7 その他留意事項

- (1) 実施体制には、統括責任者を置き、各業務のメイン担当を明確化するとともに業務全般の活動を一元化すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、小山市担当者と十分な協議・打合せを行うこと。必要に応じて適宜協議・打合せを実施すること。
- (3) 小山市担当との打合せに要する資料作成等の経費（交通費含む）は委託費に含むものとする。
- (4) 本仕様の業務を遂行する上では、別添「個人情報及び特定個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託者は、本業務により知り得た個人のプライバシー等に関する事項については、業務遂行中、業務完了後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、打ち合わせ前及び業務遂行前には検温を行うこと。37.5度以上の発熱や咳・体調不良が認められる場合は代理の者を立てるか、別日で実施するものとする。また、業務履行中は必ずマスクを着用することとし、その他、小山市担当者と協議を行い十分な対策を講じることとする。
- (8) 本業務の委託契約書及び仕様書に記載のない事項については、小山市担当者と速やかに協議の上、決定するものとする。